

令和4年度意見第10号

令和4年9月27日

経済産業大臣

西村 康稔 殿

新技術等効果評価委員会

新技術等実証に関する計画に対する意見について

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定により、令和4年8月29日付でレヴィアス株式会社 代表取締役 田中 慶子から提出された新技術等実証計画に対する経済産業大臣の見解（令和4年9月15日20220829情第37号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

経済産業大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）

令和4年度意見第11号

令和4年9月27日

法務大臣

葉梨 康弘 殿

新技術等効果評価委員会

新技術等実証に関する計画に対する意見について

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定により、令和4年8月29日付でレヴィアス株式会社 代表取締役 田中 慶子から提出された新技術等実証計画に対する法務大臣の見解（令和4年9月7日法務省民制第138号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

法務大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）